

前節所記の外、尙ほ特別会計に属する左の市債がある。

起債年	起債の目的	起債金	未償還額	年利	借入先	償還期限	償還財源
昭和三年	公益質、屋創設費	五〇,〇〇〇	一三,三三二、六四	四分一	住友銀行(借替)	昭和九年	市税、一般收入
同 二年	旅客及靈柩自動車運輸事業費	五五,〇〇〇	四八,六六二、〇四	四分三	簡易保険局	同 一年	乗 用 料
同 三年	旅客自動車々輛購入並事業買収費	七〇,〇〇〇	五五,六六六、三三	四分一	同	同 三年	右 同

即ち前節に記せる市債と、此の特別会計に属する市債とを合算する時は、総額百六十万五千百円、其の未償還額百六万五千二百三十二円二十銭となる訳であるが、之を一面より見れば昭和八年度、同十一年度及び同十三年度等は市事務の最も繁多であつたことをも窺ひ知らるゝのである。

第五編 金 融

第一章 銀 行

第一節 銀行の簇立

佐賀地方の金融機関としては明治十一年十一月国立第七十二銀行(資本金八万四)が蓮池町に設けられ、初めて佐賀地方に普通銀行として業務を開始せるに初まる、同銀行は明治二十八年頃佐賀銀行と改称し、次で大正二、三年頃に至り、古賀銀行と称して資本金も亦百五十万圓に増資した。

第百六銀行

榮銀行と地所會社

佐賀貯蓄銀行

農工銀行

不動銀行支店
肥前貯蓄銀行

次で国立第百六銀行が明治十二年三月水ヶ江町に設立され、当時六十万円の資本金で之れ亦普通銀行の業務を開始し後、百十万円に増資するに至つた。

榮銀行また明治十五年五月資本金十萬円を以て、与賀町に普通銀行を開業し、明治十六年四月には道祖元町に地所株式会社(資本金二
十八萬円)が銀行部を創設して地所、建物賃貸並に米穀、肥料、その他、動産、不動産の売買及び貸金等を営むあり、明治二十九年十月には佐賀貯蓄銀行が呉服町に設立せられ、資本金五萬円を以て貯蓄預金、其他の貸付け、債務及び株券の購入を営み、明治三十一年四月には佐賀農工銀行(資本金三
十萬円)が創設せられ、定期貸附、年賦貸附、定期預金等を取扱ひ、何れも民衆の爲め貯蓄、金融の機関として業務を開始し來り、その後明治四十二年十月不動銀行(資本金五
十萬円)が呉服町に支店を開設し、肥前貯蓄銀行が資本金五十萬円を以て松原町に大正三年九月に開業し、此の外、貸金、信託、または共済等の合資会社も興り、或は当市に支店を開設し、或は代理店を設くるなど幾多金融に関する事業起り、其の間或は銀行の廃合等もあり、資金を増加するもあり、名称を變更するもありて多少の異動行はれてゐるが、大正十五年の資料より市内所在の銀行に関するものを挙げて見れば左の如きものがある。

	資 本 金	設立の年月	所在地
佐賀百六銀行	一、一〇〇、〇〇〇 <small>円</small>	明治十二年三月	呉服町
古賀銀行	一、九〇〇、〇〇〇	同十一年十一月	蓮池町
地所株式会社	一、〇〇〇、〇〇〇	同十六年四月	道祖元町
西肥銀行	五〇〇、〇〇〇	大正五年九月	松原町
唐津銀行佐賀支店	四、八〇〇、〇〇〇	明治十八年十月	呉服町

銀行

神埼実業銀行佐賀支店	五〇〇、〇〇〇	同四十四年十二月	白山町
日本勸業銀行佐賀支店	九四、〇〇〇、〇〇〇	同三十一年六月	松原町
共栄貯金銀行佐賀支店	一、〇〇〇、〇〇〇	同三十三年二月	柳町
不動貯金銀行佐賀支店	一、〇〇〇、〇〇〇	同四十二年十月	呉服町
共同貯蓄銀行佐賀支店	五〇〇、〇〇〇	大正十二年十月	多布施町

第二節 地方金融乱脈

神実銀行の休業

当市白山町に支店を有する神埼郡神埼町なる神埼実業銀行は、大正十五年四月十五日突如として帳簿整理の爲めと称して一週間営業休止の貼り紙を爲して閉店した、本店が斯うであるから、無論当市の同支店や各地の同支店、代理店も亦皆な閉店休業して了つた。

預金者等は寢耳に水の閉店騒ぎに驚愕して、取り敢へず預金引出しに駆付け、噂は噂を伝へて忽ち遠近より押蒐け来れる群衆は瞬く間に堵を爲して叫び罵り、銀行支店の附近は鼎の沸くが如き有様であつたが、今更ら如何とも詮術なしと徒らに引返すもの、又は新に急を聞いて押蒐け行くものなど、其混雑は実に名状すべからざるものがあつた。

古賀銀行の閉店

越て同年五月六日市内蓮池町の古賀銀行が、之も亦帳簿整理を名とし、其日から一週間の營業を停止する旨の貼紙をして門戸を閉ぢて了つた、曩には神埼実業銀行の閉店と云ひ、今また一ヶ月を出ずして古賀銀行の閉店を見て、市民の驚きは一層深刻なるものあり、預金払戻しを要求する群衆は古賀銀行に押蒐け、怒号、

一般銀行の信用
を害ふ

兩行休業の原因

日銀支店の救済

罵声、喧噪を極むること、神実銀行の時と異ならず、囂謗、騒擾謂はん方なき有様であつた。

神実、古賀兩銀行は相当手広く取引してゐた關係上、その影響するところも亦頗る大なるものありて、兩行の閉店が銀行一般の信用を害ふたことも亦相当大なるものがあり、百六銀行や西肥銀行、佐賀庶民金庫等にも延て累を及ぼし、「此等の銀行も、何時如何なる運命に遭遇するやも知れがたし」との考へより、こゝにも預金者殺到し、唐津銀行支店、勉業銀行支店、その他市内の銀行は何れも不時の預金引出しに逢ひ、佐賀地方の金融界は、一時殆んど乱脈状態となるに至つた。

兩銀行の營業停止は一週間の期間であつたが、ナカ／＼に終了すべくもあらず、數回延期を繰返しても閉店の期更に分らず、神埼実業の休業原因は蓋し其放漫なる貸付の爲かと云はれてゐる、古賀銀行の休業に就ては過般來小城郡別府代理店や、同郡牛津支店及び杵島郡山口代理店等に、如何なる訳か夥しき預金引出者あり、此引出しに應ずべく当地本店が擔保を提供して某銀行より資金三十万円融通を受けることとなり、それには日本銀行支店(門司か)の諒解あるにも拘はらず、某銀行は十万円を融通し、残り二十万円を融通しなかつた結果、閉店のやむを得ざるに立ち至つたのだと云ふ。

此時門司の日本銀行支店より「各銀行に対し極力援助す」る旨の電報、本県廳宛に県知事齋藤行三へ五月六日着したが、折から知事、内務部長、警察部長何れも上京中であつたので、教育部長大木俊輔は知事に代り、各課員を総動員して右電文の宣伝ビラを作り、又預金者鎮撫の説明を為すなど、四方に自動車を飛ばし、翌七日まで郡部各地にも奔走轉旋した、而して日銀支店より數百万円を送金し來り、各銀行の払出しに應ぜしめたが、之が為め預金者も難なく引取る事となつた、其金額は左の如くであつた。

五月六日の分	百六銀行 壹百〇六万円	西肥銀行 二十万円	唐津銀行佐賀支店 十六万円
	佐賀庶民金庫 二万五千元		
五月七日の分	百六銀行 三十万円	西肥銀行 四万五千元	唐津銀行佐賀支店 二万円
	佐賀庶民金庫 二万五千元		

五月八日は取付け漸く鎮静に帰し平日と異ならずなつた。

第三節 其後の協議

神埼実業、古賀両銀行の救済に就ては、斎藤知事も屢々上京して運動するところがあつたが意の如くならず、是より先き神埼実業銀行各地の預金者は、その最寄り〳〵に於て集会を開きて委員を選定し、該委員は神埼に於て各地聯合の委員会を開き、其の善後救済の協議を為すところあり、又銀行各重役等も私財を投じて彼の預金者委員会に其の整理を委託したが、イツの集会も波瀾重疊で決するところなく、遂に百六銀行に一切を挙げて、整理經濟を委託する事となり、其の意見を求めたが、百六銀行側としては

此の際和議條件を四割とし、昭和二年三月中に其の百分の三十を支拂ひ、残りは昭和三年に百分の二十五、昭和四年に百分の二十五、昭和五年に百分の二十を年賦的に支拂ひ尙ほ債權の取立て得たものは按分して支拂ふ。

と云ふ意見を持てゐたといふ、斯て昭和二年三月二十八日神埼実業銀行は、百六銀行に整理を委託すべく、両銀行代表者は其假契約を締結して之に各自署名捺印した、但しそれは神実銀行の和議（四割支払）が確定成立するを条件とせるもので、契約の内容は大体前記の如くであるが、此の契約は各自の株主総会に附議し総会の承認なきときは無効とすること勿論であるといふ極はめである。

神実銀行一年八
ヶ月振り開店

古賀銀行の救済

既にして昭和二年四月二十五日佐賀区裁判所(地方裁判所)に於て債権者総会を開いて和議条件四割払戻しの件を決定し、百六銀行に経営を委託したる結果、同年十一月十六日より開店(閉店後一年)し十二月二十日より和議条件四割の百分の三十を払ひ出し、以下順次年賦的に支払ひを了した。

古賀銀行の救済に就ては、過般上京してゐた本県知事斎藤行三は、結果面白からずして帰佐したが、預金者側で選定した整理委員会は、大正十五年七月廿八日本県廳内に委員会を開き、南里琢一(小城郡)を委員長とし種々善後協議を為し、曩に交渉の際、古賀銀行の買収を拒絶されたる第一銀行(東京)に対して再び泣きを入れるべく第二の案を協議し、斎藤知事を促して南里委員長、吉村吉郎(委員)、豊増龍次郎(顧問)など上京し、再び懇談したが矢張り意の如くならずして空しく帰佐した。

整理漸く緒に就く

其内に知事も更迭して時永浦三、本県知事として着任し、銀行問題を気の毒がり上京して在京の先輩にも解決方法を談じかけて帰佐したが、今度は幸に預金者の希望せる六割配当の數に近き數字を得たらしく、昭和二年四月五日関係者と協議し、整理要項に關し字句の修正に就き時永知事より提案、諒解を求めて恊て整理委員会は東京の藤山雷太、神戸の岡崎藤吉、佐賀の高取伊好、同伊丹彌太郎等四人の案を可決し、実行委員五名を選定するに至つたが、右案は五割四分の配当案である。

古賀銀行の拂出し

次で債権届及び委任状(和議に就て)を各預金者側より古賀銀行に取纏め、債権者会を佐賀区裁判所(地方裁判所)に於て開き、和議に關する協議を為し、大多数を以て五割四分配当に可決し、閉店後一年六ヶ月にして昭和二年十一月一日開店し、和議に依る第一回の払ひ出しを同年十二月二十二日より実行し、之亦契

約を順次実践するに至り、サンモ喧噪を極めた両銀行問題も茲に段落を告ぐるに至つた。

第四節 百六銀行の増資

神埼実業、古賀両銀行が大正十五年四月及び同五月に帳簿整理を名として閉店以来、佐賀地方の金融状況は混乱を極め頗ぶる困憊せる状態に就きて、百六銀行の専務取締役小野芳郎上京して鍋島家に談じ、当地金融の円滑融通を図らん為め、百六銀行（鍋島侯爵を主たる株主とす）に対し資金増加のことを懇請し、侯爵家より金二百四十万円の増資を乞ひたるに、直映侯は之を快諾して同銀行従来の資本金一百十万円に加ふるに、今回の資金二百四十万円を以てし、同銀行の総資本金を三百五十万円とする事となつた、但し此の増資は鍋島家一手の増資にして、佐賀金融界の円滑運転を図らんとする侯爵の意に出でたるものと云ふべく、明年即ち昭和二年一月の株主総会に附議した上、これを実施する旨大正十五年十一月六日同銀行から内報した。

第五節 各銀行モラトリアム

昭和二年四月二十二日全国の各銀行は全部休業を發表した、古賀、神実両銀行閉店で相当苦艱を嘗めてゐる折柄、全国の各銀行が一齊休業と来たので、世上の人心復も穩かならざるものあるに至つた。

伝ふる所に依れば、是より先き同月十七日の枢密院會議に於て、臺灣銀行救済の為め日本銀行の貸出しに、政府の保障に關する緊急勅令案が否決し去られたので、若槻現内閣は直に総辭職を為して其責任を取つたが、之が為めに財界の動搖を來し、その波及する所頗ぶる大なるものあり、田中（一義）後継内閣は徹底的に之が救済

手続きを為すこととなり、東京、大阪の銀行団は打合せの上、自発的に四月二十二、二十三の兩日臨時休業することとなつたので、各地の銀行団も之と行動を共にし、佐賀市の各銀行も亦臨時休業する事となつた。事情は斯く判つたが、此の支払猶豫条件中、給料支払ひに引出す外は、一日一口五百円以下となし、佐賀県下では一日一口に百円以下とした、而して此の支払猶豫の事は大抵事情が周知されたので、寧ろ平穩に過ぎたが一時は人心恟々たるものがあつた。

第六節 佐賀興業銀行の進出

本県下に本店を有する普通銀行の数は十五行であつたが、或は閉店廃合の己むなきに至つたもの、或は金融統制上その合同の奨励唱導に應ずるなどで其数を減じたが、昭和十二年七月支那事変(蔣介石の事變)の勃發以來、經濟界の第一線に立てる金融業者亦其の使命の爲め、国策に順應するは固に颯眉の急務として、茲に株式会社武雄銀行、同伊万里銀行、同有田銀行及び同洪益銀行の四行は、合同を断行して新に株式会社佐賀日佐興業銀行を設立するに至つた、其設立は昭和十四年八月六日にして本店を杵島郡武雄町大字富岡に設け、同市東魚町に佐賀支店を設置し、市民の金融に便宜を与へつゝあり、而して佐賀興業銀行当時の資本金は三百二十五万円にして、払込資本金百九十二万円、その代表取締役は取締役會長手塚嘉十、取締役頭取池永榮助、取締役副頭取松尾將一、常務取締役蒲地正である。

因に同銀行は昭和十五年三月藤津郡の塩田銀行を併合し、翌十六年三月同郡浜銀行、西松浦郡伊万里実業銀行、小城郡多久銀行、同郡小城銀行の四行を吸收合併し、同時に長崎県大村銀行の嬉野支店を譲受け、同

年四月藤津郡鹿島銀行を吸収合併し、又同年九月佐賀百六銀行の唐人町、水ヶ江町、神埼、鳥栖及び筑後の柳河の五支店をも譲受け其の支店として營業を開始してゐる。

第七節 現在存續銀行

本市に於ける各銀行は、上に掲載せる如く閉店または合同により漸次異動して来たが、現在營業を爲しつゝあるものは、佐賀百六銀行、日本勸業銀行支店、不動貯蓄銀行支店、佐賀中央銀行支店、佐賀興業銀行支店、肥前合同貯蓄銀行支店と佐賀庶民金庫を加へて七ツに過ぎず、而して佐賀百六銀行、佐賀庶民金庫を除けば他は悉く他地方の銀行支店である、而も佐賀百六銀行さへ、今日本店の姿は爲し居れども其の經營は既に住友銀行に委託し、早晚住友銀行の支店たらんとする形勢にあれば、佐賀市人の手に於て經營せられ居るものは、僅かに佐賀庶民金庫あるのみであつて、之れとて正式の銀行法に依りて、經營せるものにあざれば、佐賀市に本店銀行としては一もこれなきに至るべく、實に慨嘆すべき話で佐賀市民の一考すべき事ではなからうか。

そは兎も角として現存各銀行の昭和十四年中に於ける資本金、払込金、貸附金及び預金等を示せば左の通りである。

行名	總資本金	払込金	積立金	預り金	貸附金
佐賀百六銀行	2,000,000 <small>円</small>	1,000,000 <small>円</small>	222,500 <small>円</small>	3,380,560 <small>円</small>	9,455,336 <small>円</small>
日本勸業銀行	1,412,100,000 <small>円</small>	117,926,000 <small>円</small>	15,266,000 <small>円</small>	7,606,500 <small>円</small>	1,719,000 <small>円</small>

佐賀に本店銀行
なからんとす

不動貯蓄銀行	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	四、五五八、四四五	八〇四、六四一
佐賀中央銀行	四、五三〇、〇〇〇	二、二七三、九三五	五、六四一	四一、三三九、五八	九、五七四、三〇八
佐賀興業銀行	三、三五〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一六八八五、三三	七、九九五、五五五	
肥前合同銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	一四、五〇〇	二、八二二、七七	二九五、〇六一
佐賀庶民金庫	八、三八〇	五、八三五	九、〇三三	二、六九九、六八	六九六、〇三〇

因に記す佐賀百六銀行に就ては前節既記の通りであるが、佐賀県農工銀行は大正十年九月二日、日本勸業銀行に合併して同銀行佐賀支店となり、佐賀中央銀行は昭和六年八月一日元の唐津銀行及び唐津の西海商業銀行の両者合併して新設せるもの、肥前合同貯蓄銀行は昭和四年六月二十五日唐津貯蓄銀行(明治三十年)及び共同貯蓄銀行(大正十一年創立)の両銀行が合併したるものである。

第二章 質屋

第一節 質屋業

物品を質に取りて金銭を貸与し利子を收むるを質屋業とするもの之を質屋業といふ、質屋は庶民の最も簡便なる金融機関であるが、何れの時代から創まつたものか、其創始の年代を知らねども人間の生活上、貸借は一の必要条件として伴はれ、古へより行はれ来り南北朝時代には之を質屋とするものを生じ、土倉と称してゐるとか、徳川時代となりては益々盛んとなりて江戸市中の質屋の数は二千餘戸に及び、其の組合も出来、其の取締りなども次第に嚴重となつたと云ふ。

質屋を營業するには行政官廳の免許を受くるは勿論であるが、其營業に就ては、質屋取締法の適用を受ることゝなつてゐる、現今では公益質屋（公設質屋）も經營せられ、地方に依りては普通質屋の業態を圧倒せんとする勢ひを示してゐる所もあるとか。

佐賀市に於ける質屋も亦その創業の年代は判らねど、蓋し年古き業態にして旧藩時代、否な龍造氏時代から民間に行はれたる貸借關係なるべく、ソレが時代を経るに從ひ、質屋と云ふ名称も附せられ、藩政時代より明治、大正の年代を経て其の取締法も發布され、質屋組合も成立して今日に至りしこと、思はる、今大正元年以来の質屋業の状況を、五年置きに表示すれば左の如くである。

年	年 内 質 出		年 内 受 戻		年 内 流 質		年 末 現 在	
	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額	戸數	金額
大正元年	八、三一	二六、五〇三	八、三一	八、五三	九、〇〇	二四、一八	六、九三〇	二四、一八
同 五 年	八、三三	一六、六八	八、三三	一〇、八〇	一八、〇八	二、八七	八、六五	九、一六
同 一〇 年	四、七〇	三、七〇	三、六	三、六七	一、五五	五、七六	一、四九	六、二七
同 一五 年	三	三、六九	六、〇三	三、六八	四、〇九	八、二八	一、八四	一〇、一〇
昭和七年	一六	三、〇〇	三、〇〇	一、〇〇	七、三三	二、八五	三、八七	五、八七
同 一 年	三	七、五八	三、七	三、三	三、七	三、三	三、六七	二、八
同 一四 年	三	三、八七	三、八	三、二	六、〇	三、三	二、八	三、三

即ち昭和十四年に於ける市内の質屋戸數は二十六戸にして、其貸出し総金額三十一万九千八百十七円なるを以て、其の一戸平均の貸出し高は一万二千三百円餘であり、其貸出口數四万六千四百二十八口で、一口平均六円八十八銭餘を融通してゐるのである。

第二節 公益質屋

公益質屋とは公共団体、社会事業団体、または其他の公益法人が労働階級者に対する金融機関として営む質屋業を云ひ、又公設質屋とも云ふのである、貸附は個人に就ては一口金拾円、一世帯に就ては五拾円とし、利率は月に一步二五以内にして質の期限は四ヶ月以上と云ふ事になつてゐる。

佐賀市では市役所が昭和三年四月一日から、市内上多布施町十六番地に経営してゐる、一口の貸出しは個人に就ても、一世帯に就ても前記同様で、期限及び利率も亦これと同一であつたが、近来になつて一世帯に對する最高額を金三百円までに向上せられてゐる、今昭和十年末より同十四年末に至る同公益質屋の貸出し、受戻し、其の他の状況を記して左に掲ぐることにしよう。

	貸出状況		受戻状況		流質処分	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額
昭和十年	九、〇六四	三六、二九四、〇〇	八、二五四	三五、六七一、〇〇	二、〇五四	七、八四、〇〇
同十一年	八、五九九	三七、二六〇、三三	七、七四三	三五、六四三、四五	二、〇六一	九、一〇七、九三
同十二年	八、五四四	三七、三四、六九	七、九八一	三五、四四、三一	一、五七七	六、八四、四〇
同十三年	七、三七三	三二、四六、〇〇	七、〇六八	三〇、八七、一〇	二、三六八	一〇、三五四、七三
同十四年	四、九五四	二四、六五、〇〇	五、七七八	三五、五二、四〇	一、三九九	五、九四、五五

その質物の種類は債券、家具、装身具、衣類、其他にして流質処分は貸附元利息を算当控除して之を公入札

に附し売却してゐる。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

此の外、尙ほ郵便局の取扱ひにかゝる郵便貯金、郵便為替及び振替貯金、簡易保険等の金融に関するもの
あれど、此等は本史交通編の通信機関「郵便電信」の部を参照せられたし、又無盡に關するもあれど追て記
載する事としやう。

第六編 教育

第一章 佐賀文教の起り

第一節 佐賀に於ける文教

我が佐賀に於ける文教の起りは、遠く八百八十餘年の昔、久寿年中、龍造寺の祖先藤原季慶（季喜也）が佐
嘉来住の頃に溯るであらう、其の頃は戦国乱世の時代にして、或は馬上槊を横へて詩歌を吟詠した風流武將
もあつたであらうが、今はソレ等の文献の徴すべきものなきを遺憾とする、其のころ鍋島直茂の壁書は、蓋
し教育思想として殘る最も古きものではあるまいか。